

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>（占有者の協力義務）</p> <p>第12条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>2 土地又は建物の占有者は、<u>家庭系廃棄物</u>を排出するときは、市長が指定する袋を使用しなければならない。この場合において、<u>廃棄物</u>が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、<u>廃棄物</u>を出す場所を常に清潔にしておかなければならない。</p>	<p>（占有者の協力義務）</p> <p>第12条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>2 土地又は建物の占有者は、<u>家庭系廃棄物及び資源物</u>を排出するときは、市長が指定する袋を使用しなければならない。この場合において、<u>家庭系廃棄物及び資源物</u>が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、<u>家庭系廃棄物及び資源物</u>を出す場所を常に清潔にしておかなければならない。</p>

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年春日井市規則第15号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>（指定ごみ袋）</p> <p>第3条 条例第12条第2項に規定する市長が指定する袋は、内容物が識別できる程度の透明性を有するもので、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】 （平18規則70・追加）</p>	<p>（指定ごみ袋）</p> <p>第3条 条例第12条第2項に規定する市長が指定する袋は、内容物が識別できる程度の透明性を有するもので、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】 （平18規則70・追加）</p>

【別記1】現 行

種類	色	容量
燃やせるごみ用	黄色	45リットル、30リットル、10リットル
燃やせないごみ用	青色	

【別記1】改正案

種類	色	容量
燃やせるごみ用	黄色	45リットル、30リットル、10リットル
燃やせないごみ用	青色	
資源（プラスチック製容器包装）用	無色	